

Title	教室で語るために
Sub Title	For telling in class
Author	阿部, 吉友(Abe, Yoshitomo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2011
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.101, No.1 (2011. 12) ,p.292- 310
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川村晃生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01010001-0292

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

教室で語るために

阿部 吉友

はじめに——「証し」と「オマージュ」

塾文学部を経て大学院修士課程を修了し、故郷新潟県の県立高校教諭となつて二十四年になる。その間、日教組（日本教職員組合）傘下の新高教（新潟県高等学校教職員組合）の組合員であり続けている。

日教組に対しては、世上、批判も多いのは周知のことである。特に二〇〇九年の政権交代以来、民主党と日教組の関係をめぐつての批判は枚挙に遑がない。一例として挙げるが、産経新聞記者・阿比留瑠比氏は、氏のブログを元にした『決定版 民主党と日教組』（産経新聞社・二〇一〇年）において、「政治とカネと教育」の問題として舌鋒鋭く批判する。曰く、山梨県民主教育政治連盟は山梨県教組の政治団体であり、その会長は民主党参院議員会長・輿石東・日政連会長への政治献金をめぐり、政治資金規正法違反の罪で罰金刑を受けているのに、まったく懲りていない輿石氏は厚顔無恥。曰く、選挙の度に行われる山梨県教組の半強制カンパ、学校内での選挙活動、これらは明確な教育公務員特例法

違反であること。曰く、民主党の小林千代美衆院議員が二〇〇九年の衆院選で、北海道教職員組合側から約千六百万円の違法な資金提供を受け、選挙費用に充てていたとされる「北教組事件」は、過激単組の人とカネの構図を見れば、起こるべくして起こったと言える、云々。

ここに、日の丸君が代をめぐる闘争や、「勤評」闘争、「学力テスト」反対運動、「主任制度」反対運動などなどの歴史、日教組を支えてきたイデオロギー、更には現在の民主党の文教政策との一致などの問題を絡めれば、保守派論客にとっては、日教組ほど忌むべき、批判すべき対象はなからう。

私自身の信仰の話をしたい。二〇〇〇年に、私はプロテスタントの日本キリスト教団・新潟信濃町教会で洗礼を受け、クリスチャンとなった。元外務省主任分析官の佐藤優氏は言う。

私の場合、19歳のときにプロテスタント教会でキリスト教の洗礼を受けた。それから、イエス・キリストを信じることで救われるという私の確信が揺らいだことはない。私は弱い人間である。それだから、イエス・キリストによつて救われると感じる。（『新約聖書Ⅰ』より「はじめての新約聖書——序文にかえて」文春新書・二〇一〇年）

私自身もまったく同感であり、同時に受洗以来、自分の行動の規範が、「もっぱら聖書から具体的生活指針を導き出す」（『岩波 キリスト教辞典』より安酸敏眞氏執筆の「倫理」の項・岩波書店・二〇〇二年）という意味での、また「倫理的課題の現場を重視」する（金子啓一編『日本に生きる 「講座」現代キリスト教倫理3』より金子氏「序論 あらため

て『日本で共に生きる』とは——キリスト教倫理の染め直し・日本基督教団出版局・一九九九年」という意味でのキリスト教倫理に基づくように心掛けるようにもなってきた。

たとえば、「平和」について。聖書からいくつか引用する（聖書の引用はすべて日本聖書協会発行の新共同訳による）。

平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる。（マタイによる福音書・第五章第九節）

実に、キリストは私たちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律なくめの律法を廃棄されました。こうしてキリストは双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し、十字架を通して、両者を一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされました。

（エフェソの信徒への手紙・第二章第十四～第十六節）

これらの聖句と出会ったとき、日教組が一九五一年一月の中央委員会で採択した「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンは、私の中で実に素直に受け入れられることになった。

ここで佐藤優氏の言葉を再び引用しよう。佐藤氏は、カール・バルトやシュライエルマツハーの神学書を引用しつつ、以下のように述べる。

行為を伴わずに、心の中だけであなたをサポートしているというのは全く意味がありません。プロテスタントの

立場からすれば、信仰即行為なのです。

〔はじめての宗教論 左巻 ナシヨナリズムと神学〕NHK出版新書・二〇一一年

(前略) 教会としてやらないといけないのは、個々の人間の救済、具体的な人間の救済です。人類という抽象的なものの救済ではありません。個々の人間はそれぞれの具体的な悩みを抱えている。その人間たち一人ひとりを救済しなければならぬ。これがまさに新約聖書の中に書いてあることで、イエスがやったことです。(同前)

私は川村先生のゼミの三期生であるが、不肖の教え子は、国文学者にはなれず、教育の道に進みはしたが教育学者でもない。冒頭に記したように日教組には新採用以来加入し続けてはいるが、日教組及び新高教の本部役員の経験もない。せいぜいが分会役員乃至支部執行委員程度の活動経験しか持たない。しかし、私自身の教員(組合員)生活においては、その「すべて」とは勿論恥ずかしくてとても言えはしないが、「プロテスタントの立場から」「信仰即行為」という心掛で実践に取り組んだことも少なくない。そのとき念頭にあったのは、目の前にいる一人ひとりの困難を抱えている生徒の「救済」である。それは同時に端なくも、教員になってからもたびたび川村先生の警咳に接し、私なりに川村先生の「生き方」から教えを受けた成果でもある。したがってこの拙文は、私の貧しい実践・それをめぐる愚考を述べることよって、私自身のクリスチャンとしての「証し」(一般的にプロテスタントの教会では、自分が受けた神の恵みを語ることをこのように表現することが多い)であり、同時に恩師・川村先生への「オマージュ」でもある。

また、この『藝文研究』は、文学専攻の塾生の皆さんにも配付されるものと記憶している。その塾生の皆さんの中に

は、将来教員となつて教室で語ることになる方もおられよう。この拙文が、せめてそのような方たちにわずかでも資することがあれば、幸いである。

I. 思想・良心・信教の自由をめぐる

巷間に「日教組が日本の教育をダメにした」という言説が流布している。森口朗氏は『日教組』（新潮新書・二〇一〇年）において、このような主張・神話を「日教組戦犯説」あるいは「飲み屋論壇的日教組戦犯説」と呼び、その説には与せず、「ろくでもない団体であり続けている」としながらも「長期低落傾向にありながら、統制が取れず、古い左翼思想から脱却できずに苦悩している雑多な教師集団」と規定している。

大多数の日教組教員は（中略）、昔は左翼的主張が正しいと思っていたが、今では何が正しいのか自信がない。しかし、なんとなく辞められないままに組合員や末端の役員を続けている。そういう人が日教組組合員二八万人の多数派でしょう。

自分の所属してきた（そして所属している）各職場の状況を顧みれば、森口氏の述べていることに首肯できる点も多い。概して前掲書における森口氏の論の進め方は極めてフェアであると、私は感じる。しかし、日教組が行っているという「偏向教育」を「撲滅」し、「教育の正常化」を「推し進める」ということに関しては、那邊が「偏向教育」であり、那邊が「偏向教育」ではないのか、何ゆえに「撲滅」しなければならないのか、何を以て「教育の正常化」と定義

すべきかなどは、多くの議論が必要なのは言を俟たない。

前掲・阿比留瑠比氏の『決定版 民主党と日教組』においても、本来議論が必要なことが、あたかも自明なことであるかのように前提とされていることに疑問を感じる。

たとえば二〇〇九年の日教組「新春の集い」における民主党参院議員会長・興石東氏のあいさつ中の「教育の政治的中立などと言われても、そんなものはありえない」という発言について、「教育基本法にも教育公務員特例法にも抵触し、場合によっては児童・生徒や教員自身の思想信条の自由をも侵しかねない暴言」と指摘する。ちなみに、文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf) から、「教育基本法」の政治教育について述べた条項を引用してみよう。

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

興石氏の発言が教育基本法・教育公務員特例法に抵触するかどうか、法律の素人である私には判断のしようがない。ただ、興石氏の言う「政治的中立はありえない」ということが「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」ということとすぐにイコールとなるのかどうか、議論は必要なのではないか。教員と言えども、まず何よりも「日本国憲法」第十九条にある思想及び良心の自由は保障されなければならない。そうであれば、教員が

教室で、特定の政党の支持を行うことは厳に慎まなければならないだろうが、教員が教室で、政治の理想を語ることは当然あるべきことと思う。

1930年代の「昭和期」に入つて、大恐慌や冷害による不況を乗り切するため、軍部は新天地を求めてアジア侵略を開始、満州事変（1931年）、日中戦争（1937年）、太平洋戦争（1941年）に突入していく。

それに合わせて教育も社会も戦時一色になり、教職員は「教え子を戦場に送る教育」を担わされた。

（日本教職員組合編集『日教組60年 ゆたかな学びを求めて』・アドバンテージサーバー・二〇〇七年）

このような事態を避けるため、教員は教室で、「日本国憲法」第九条（戦争の放棄）を、第十九条（前述）を、第二十条（信教の自由の保障）を、そして人権に関わる諸条を、声高に語るべきではないか。むしろ「日教組組合員二十八万人の多数派」（森口氏・前掲書）には、そのような教員としての自覚と良心に従っている人々が少なからず存在していることを、私は信じている。

また、「日の丸・君が代」を始めとする、教育現場における強制や処分に反対を表明することも、当然あるべきだ。池田幹子氏（都立高校の音楽教員として、二〇〇五年の入学式の「君が代」伴奏拒否により「戒告処分」を受け、人事委員会に提訴、同時に前任校卒業式における来賓としてのメッセージを問題とされ「指導」処分を受け二〇〇六年に裁判を提訴、二〇〇四年「国歌斉唱義務等不存在確認訴訟」原告、というような経歴を持つておられる）はこのように言われる。

ピアノを弾く手には心を託し続けたい、もの言えるくちびるを持ち続けたいと願って、この問題（引用者注・前述前任校卒業式における来賓としてのメッセージを問題とされ「指導」処分を受けた問題）について裁判に踏み切ることを決め、提訴の準備に入りました。

『この国に思想・良心・信教の自由はあるのですか』より「もの言えるくちびると心を託せる手を」思想・良心・信教の自由研究会編・いのちのことは社・二〇〇六年）

池田幹子氏はそれゆえ、その裁判を「もの言える自由」裁判と名づけられた。

阿比留瑠比氏は前掲書で、二〇〇六年に、国会前で教育基本法改定阻止を訴えるピラが配付されている光景について、次のようにも記す。

教職員のみなさんはよほど暇なようです。いじめも、学級崩壊も投げ出し、ひたすら座り込む。（中略）とにかく、教職員としての仕事をしてください。

一部の保守派論客の方々とは、議論が永久に平行線をたどりそうな気がするが（阿比留氏がそうなのかはわからないが）、私にはそれらの教職員は、いじめの問題も学級崩壊の問題も、当然教職員としての仕事も抱えつつ、それでも教員としての自覚と良心に従って、多忙な中、身を削るようにして座り込んでいたと解釈されるのだ。その根拠は、たぶん

笑われるだろう、実際に現場で頑張る、信頼できる仲間を少なからず見てきたから、としか言いようがない。そして私は、「もの言えるくちびる」を持ち続けることの大切さと思う。

思想・良心・信教の自由をめぐることは、私にとつてはやはり「はじめに」で記したように、日教組の「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンに回帰し、結びつく。たとえばアジア太平洋戦争における日本の占領・支配の歴史を研究されている内海愛子氏はこのように述べる。

日本軍が行なった戦争犯罪は、今日もまだその全体像はわかっていない。事実の掘り起こしを続け、アジアのひとひととの戦争認識のギャップを知り、それを踏まえた戦争についての議論が行われることで、日本の戦争責任の論議は豊かなものになっていくだろう。すでに多くのキリスト者たちをはじめとするすぐれた実践がある。この実践や戦争責任の議論は、新たな戦争への道を阻む力ともなってきた。だが、アジア諸国への賠償支払いにかわってアメリカの基地・不沈空母の道を歩んできた日本政府は、今アメリカ軍とさらに軍事的連携を深めようとしている。これがアジアの被害者を軽んじてきた戦後日本のたどりついた道である。日本とアメリカの軍事連携の鎖は、アジアの人びとの平和と信頼の鎖でしか破れないだろう。再び加害者にならない（傍点引用者）……これが私たちの責任のとり方ではないだろうか。（金子啓一編・前掲書より「日本の戦争とアジアの人びと」）

思想・良心・信教の自由に従って、「再び加害者にならない」ための教育を続けていくこと。それは取りも直さず、「教え子を再び戦場に送るな」に繋がっていくのだ。

Ⅱ. 「紅旗征戎非吾事」に非ず

二〇〇九年十月、上野の東京都美術館で、「冷泉家 王朝の和歌守展」を見た。一九九七年にも同館での「冷泉家の至宝展」に行っているので初見ではないが、藤原俊成自筆の『古来風躰抄』や、藤原定家自筆の『拾遺愚草』『明月記』を目の当たりにして、言いようのない感動に包まれた。しかし、その後、冷泉家二十五代当主為人氏・貴実子夫人の發言をメディアで見聞しているうちに、私はあるアンビヴァレントな思いに囚われてしまった。

貴実子夫人曰く、「これが日本文化の本流です。春は梅に鶯、秋は紅葉が彩る山に鹿が鳴く。和歌に詠まれた四季の美が日本の美意識の原点。すべての日本文化に深い影響を与えています」（『朝日新聞』新潟版二〇〇九年十二月四日）と。また、定家が『明月記』治承四（一一八〇）年九月に記した「紅旗征戎非吾事」の句は夙に有名であるが、これは冷泉家の家訓だそうで、為人氏曰く、「政争に加担せず、和歌に専念しなさいとの意味だと伝えています」（同前）ということとで、貴実子夫人の言われる「日本文化の本流」を守るために必要な教えだったのだろうが、私には定家の言は、「紅旗征戎なんて所詮他人事」という芸術至上主義としか思えない。

ところで、赤坂憲雄氏は、柳田国男が『雪国の春』において、近世に分断されて存在していた「いくつもの日本」を、近代に生成を遂げた国民国家としての「ひとつの日本」として見直し、その精神史を「民俗学」の名において体系化していったことを指摘する。その上で、柳田によって「ひとつの日本」に組み入れられた東北を舞台に、赤坂氏は「ひとつの日本」の呪縛をほぐき、「いくつもの日本」を露出させ、日本文化像それ自体を根底から変容させるべく、「東北学」を宣言する。「『いくつもの日本』への扉が、いま、東北から開かれる。」と（『東北学』へ1 もうひとつの東北から）作

品社・一九九六年)。赤坂氏のこの考えに触れたとき、貴実子夫人の言葉に引っかけかりを覚えずにいられない。「日本文化の本流」というとき、そもそも「日本」とは何か。また「日本文化」にはアイヌや東北、沖縄の文化、在日コリアンの人々やニューカマーの人々が形成している文化などへの視座が当然必要になってくるはずだし、そもそも「本流」とは何をもつて厳密に定義されるのだろうか。

そのような文脈の中で、赤坂氏は『奥の細道』の旅で芭蕉が市振で詠んだ「一家に遊女も寝たり萩と月」に関してこう述べる。

(前略) ここに描かれた遊女の姿は、いかにも都の文人の嗜好にぴったりの、都合のよすぎる代物だ。歌枕のまなざしである。(中略) ここには遊女という存在それ自体に向けての関心、あるいは、その身に宿るはずの、たとえば穢れといった言葉では括りきれぬ人生への想像力などは、かけらも感じられない。(中略) 芭蕉にとって、遊女はみずからの詩心を揺さぶってくれる、風雅なるもの、旅の哀れさに浸された一場の光景にすぎない。歌枕のまなざしが、このとき、遊女の身体をつらぬき犯した。語られざる遊女の唄は、芭蕉の耳には届いていない。遊女の人生に影響してあるものから、はるかに遠い場所に、芭蕉の風雅の旅はあった。(中略) あえて断言することにしよう。芭蕉からは、芭蕉的なるものからは、何ひとつ始まらない。(中略) 東北がみずからの言葉で東北を語りはじめるとき、そこにはじめて、大いなる地殻変動が起こるだろう。都／辺境という、まなざしの構図が壊れ、もうひとつの豊かな東北が起ち上がってくる。芭蕉的なるものよ、さらば。

(前掲書)

冷泉家は家訓のおかげで、平安朝以来の「京都の公家文化」を今日に伝えることができた。また、福沢諭吉が慶應四（二八六八）年五月十五日、上野の山での官軍と彰義隊の戦いの最中、ウェーランドの経済書の講義を平然と続け、学園教育を一日もおろそかにしなかつた故事は、塾ではあまりにも有名である。だから、「紅旗征戎非吾事」を一概に否定する気はない。しかし、難しいことではあるが、私自身は常に市振の遊女の人生に思いを馳せたいと思うし、その思いは言うならば、「紅旗征戎」を「吾事」としたいということだ。教室で語られなければならない平和や人権、環境の問題——つまり、思想・良心・信教の自由の問題は、どこか遠い所の話ではなく、私や、あなたや、生徒たちというすべての人たちと深く関わる問題なのだ。私も赤坂氏に倣って、あえて断言することにしよう。「紅旗征戎非吾事」に非ず、と。

そのとき、教育に関わる者にとつて重要なことは、西平直氏がスイスの思想家マックス・ピカートの言葉「人間はもはや一つの事物と真に出会う時間を持たない。そして彼が事物のためにもはや時間を持たないのは、彼がもはや愛を持つていないからに他ならない。愛と時間とは表裏一体をなしている。」（T・ヴォベ『時間と自由』）を引用しつつ言う「ゆつくり時間をかけること、そして愛すること。」ではないか、と最近しきりに思う。

心を込めて今ここに生きる。それは、心を神の国に向けることとつながっている。そうした心の具体的内容が、現代社会の中で問われている。

（金子啓一編・前掲書より西平氏「心を込めた仕事・心をこめた遊び——『労働』対『余暇』の構図を越えて」）

教員である私は、生徒ひとりひとりに「ゆつくり時間をかけること、そして愛すること。」を、現場の多忙さに奪われ

ていないだろうか。自問する日々である。

(Ⅱの項は、後述『汽水域』第二号・新高教・二〇一〇年の編集後記をもとに加筆した。)

Ⅲ．祈りと実践

二〇〇一年九月十一日の同時多発テロを受け、十月七日、米英軍がアフガニスタンを空爆。十月八日、新潟市の新潟カトリック教会では、同時多発テロの犠牲者を追悼するミサが開かれた。

(前略) 宗派を超えた百人以上の市民が平和を祈った。ミサは、米英軍による報復攻撃のニュースが駆けめぐる中で開かれ、「昨夜からの攻撃の犠牲になられた方々も悼み、真の平和が実現されるように」と共同の祈りが読み上げられた。今回は、プロテスタントや仏教の関係者も参加。「武力ではなく対話で解決してほしい」などの声が聞かれた。

『新潟日報』二〇〇一年一〇月九日朝刊

私もこのミサに参加し、平和を祈った。二〇〇三年のイラク戦争開戦前には、世界的な規模での反対デモや集会が行われたが、私も新潟でのデモに教会の牧師や兄弟姉妹と参加した。その頃から、たとえば東京都教育委員会による「二〇・二三通達」に代表される日の丸・君が代強制強化の動きは当然新潟県にも暗い影を落としてきたし、二〇〇六年の「教育基本法改悪」にまで事態は悪化し、平和を侵し、思想・良心・信教の自由を侵害しようとする動きは、着々とこの国を覆って、現在に至っている。この間、日教組(また新高教)のもとでのたたかいと、教会における祈りは、私

の中では完全に合致してきた。しかし、私は教室で、ちっぽけな数少ない行動にしか過ぎなかったこれらのことを、どれほど生徒たちに伝えることができたろうか。日常の多忙さを理由に、伝えようという思いを何度か置き去りにしなかつたか。まさしく、イエス・キリストが言われるように、「心は燃えても、肉体は弱い」(マタイによる福音書・第十四章第三十八節)のだ。

二〇〇九年十一月、日本基督教団関東教区部落解放推進委員会の主催、新潟同宗連(『同和問題』にとりくむ基督教団連帯会議)・新潟地区社会部の共催で、新潟地区現地研修会が行われた。場所は新発田市住吉町の新発田市隣保館。「地域住民がふれあいの場を通してコミュニケーションを深め、交流の中から国民的課題となっている同和問題の早期解決をはじめ、広く人権問題の理解を深めることを目的に建てられた人権啓発のための拠点施設」(新発田市隣保館のパンフレットより)である。

私はいくつかの学校で、同和教育を推進するための委員会の委員長を務めた経験がありながらも、また、何回も同和教育の研修会に参加しながらも、恥ずかしいことに、隣保館を訪れたのはそのときが初めてであった。

当日は、小林武志・部落解放同盟中条支部書記長の体験発表「私の歩んできた道」、長谷川サナエ・部落解放同盟新発田住吉支部支部長の、「新発田市の現状」のスライドを見ながらの講話「新潟県の部落差別の現状と課題」をお聞きした。その後、フィールド・ワークも行われ、より具体的に差別の実態を学ぶことができた。私の心は、差別とたたかっ
ておられる部落解放同盟の皆さんの熱い思いに揺さぶられた。本当に同和教育をもっと推進しなければ、という思いが心から溢れ出た。

私が経験してきた県立高校の同和教育は、まだまだ遙かである。教員の多くは研修を重ねるだけで、自らの言葉で差別について生徒に語ることが少ないのが現状だと思う。学校における同和教育の重要性は言うまでもない。そのとき私が思ったのは、教会における同和教育の必要性だった。プロテスタントのどの教会でも、「日曜学校」「教会学校」などと名称は異なるが、子どもたちのための別プログラムの礼拝が用意されているのが普通である。私の所属する教会では「ジュニア・チャーチ」と言い、私も数か月に一度、子どもたち（小学生数人）に説教をしている。ここで、差別を許さない神の御心を伝えられないか、と思った。そこで、新潟県同和教育研究協議会が編集・発行している同和教育副読本『生きるⅡ（小学校中学年用）』を教材に、説教を試みた。そのときの聖書の箇所は、旧約聖書の「見よ、子らは主からいただく嗣業。胎の実は報い。」（詩編一二七編第三節）。神から与えられた子どもたち一人ひとりの命の尊さを説くことによって、差別を許さない心を育てたいと思った。とは言え、いまだ道半ばである。学校と教会、この両方での同和教育が両輪として為されるよう、私は折りながら実践を進めていきたいと思っている。

二〇一一年八月、私は連合（日本労働組合総連合会）の災害対策救援本部の派遣するボランティアの第十九陣として、岩手県大船渡市並びに陸前高田市に行ってきた。

連合のボランティア第一陣は三月三十一日に出発したが、八月十七日現在の第十九陣までの活動人数は、延べ人数三一、二二三名（人数×日数、実派遣者数五、二七〇名）、その内訳は、岩手・延べ一一、九八八名（実人数二、一八四名）、宮城・延べ九、八五七名（実人数一、六四八名）、福島（派遣終了）・延べ九、三七八名（実人数一、四三八名）となっており、辻元清美・総理大臣補佐官（災害ボランティア担当）によれば、連合が行っているボランティア派遣については民

間による団体ボランティアとしては最大規模の派遣であるという（連合救援ボランティアレポート第58号・57号・http://www.jiuc-rengo.or.jp/saigai/report/058_20110817.pdf 及び http://www.jiuc-rengo.or.jp/saigai/report/057_20110812.pdf）。

第十九陣の派遣人員は一一四名（岩手七二名、宮城四二名）で、日教組（参加者は全国から十六名）は岩手担当、一関市大東町の旧丑石小学校校舎をベースキャンプに、八月十五日に現地入りし、十九日夜まで滞在し、側溝の泥出しなどの作業に従事した。

大船渡市・大船渡駅付近での側溝の泥出しの概要を記す。まず側溝のコンクリートの蓋を、ボールや専用の道具で上げていく。これが長年上げたことがないからか、動かないように固定されているからか、震災で側溝が変形したからか、とにかくなかなか上がらない。固くなった泥にはガラスなどの危険物が大量に含まれており、それをツルハシで崩し、スコップで掬い、土囊に入れていく。また、週の半ばには大雨が降り、大船渡市・細浦漁港近くの魚を保存していた倉庫脇の側溝では、異臭を放つ泥水が溢れていた。それをみんなで掬って土囊に入れていく。

また、一日だけ、陸前高田市のボランティアセンターでお手伝いをした。全国から訪れたボランティアの方々への道具の貸し出し・収納、突然届けられたタオル三百箱中の百箱をトラックから下ろして、テントを建ててそこに積んでいく、草刈り用の鎌を研ぐ、近くの川から、簡易トイレや道具を洗うための水をポンプで汲み上げる……。

私にその能力がなくて、できなかったことも多い。また、私のダメな部分が大きく出たのだが、自発的に仕事に取り組まず、しばらく他の仲間の働きぶりをボーッと見ているだけということも多かった。

私は東北が大好きだ。かつて学部四年生のとき、東北の歌枕を实地に見て、平安の人々がそれらをいかに享受したかを学ぶために訪れた、川村ゼミの旅行で見た青い空、緑の山や草々、吹きぬけていった爽やかな風、それらを私はいま

だに忘れることができない。それなのに、今回の震災被害については、私には遠くのことには感じられず、それゆゑ被災地の人々の痛みを少しでも我が事として感じようと思つて、ボランティア行きを決意した。いまだに瓦礫や廃車が積み上げられたままの街。津波をかぶつて、廃墟となつてしまつた建物。プラットフォームだけ残して消えてしまつた駅。レールが使用不能となり、不通となつた鉄道。あちこちに裏返つてゐる廃車。波をかぶつて赤く変色した針葉樹。そんな中で、プレハブの建物で営業を再開しはじめた、コンビニなどの店舗……。それらを目の当たりにしても、また、どんなに映像で津波の脅威を見ても、結局実際に体験した人の恐怖や悲しさは、実際に体験した人でなければわからないことを痛感して来た。地元連合岩手の方が語つてくださった三月十一日の体験、特に津波が迫りつつあるそのとき、渋滞の中にある自動車が進道を逃げる人々を跳ね飛ばしながら逃げていったこと、それらの自動車も結局は津波に巻き込まれていったという話は、あまりにも衝撃的であつた。

しかし、私たちに先立つてボランティアに励んだ連合の仲間たちの働きは、現地で高く評価されており、絶大な信頼を得ていた。一日の作業を終えてベースキャンプに戻るとき、ベースキャンプ近くに住むおばあさんが、「お疲れさま」と声をかけてくれたときは、本当に嬉しかった。

これらの体験を教室で語りたいと思う。勇に誇ろうとしてではない。生徒たちに、実際に体験した人でなければわからない苦しみを、「想像」してほしいからだ。かつて川村先生は私に、この国に蔓延する「想像力の欠如」について、嘆じつつ語つてくださったことがある。大事なものは、痛みを「想像」すること、それができる子どもを育てることだ。

IV. 「連帯」について

東欧の多くのキリスト者は社会主義の立場から、経済・社会・政治的領域における非キリスト者との関係をさまざまに問い直した。第二次大戦後、ソ連圏共産主義政権下に長くあったカトリックの国ポーランドで生じた、労働者たちの自主管理労働組合の結成を当局に訴えた、かの「連帯」運動は、よい事例である。(中略) 教条的マルクス主義の危機に際して、労働者は自ら良心が命じるままに教会の社会教説に立ち戻り、その教えに従って正義を求め、労働の尊厳を認識した。

(金子啓一編・前掲書より保岡孝顕氏「市場論理と倫理」)

ポーランドにおける教会と労働運動の出会い、私に示唆と勇気を与える。そして、今、平和と人権と環境について真摯に考える人たちにとって大事なことは「連帯」であると、いまさらながら思う。そのために、教員にとって労働運動は欠かすことができない、と思う。

組合活動に対して距離があった私に、「連帯」の手を差し延べてくれたのは、新高教の教育研究活動の中から生まれた文芸・オピニオン誌『汽水域』の活動である。

わたしたち教職員にとって必要なものは、経験に裏打ちされた知識・知恵と、それを語るための「ことば」です。(中略) わたしたちは教育労働者として、学校で学ぶ多くの子どもたちに、さまざまに「語りかけるべき」ことを持つていなければなりません。(中略) 苦しい現状の中でも、わたしたちは「ことば」をはじめ、表現する手段を手放してはならないと思います。子供たち、そして社会と向かいあいつつ日々思い、感じ、考えたことを表明・発信する手段と場所を持つことは、わたしたちにとって、そして教育にとってきわめて大切なことだからです。「汽水

域」が、生き生きとしたさまざまな「ことば」たちの集まる、そして、そこから新しい何かを生み出せる場所になるならば、わたしたちは、とてもうれしく思います。

〔『汽水域』創刊号より〕『汽水域』発刊にあたって・新潟県高等学校教職員組合・二〇〇九年

この活動に、五人の編集委員の一人として参加することになったのだが、声を掛けてくださったのは、編集委員会の中心となつて多くの実務をされている新高教の小船井秀一・書記次長である。私の編集委員としての勤めは、校正を中心とする極めて小さい働きにすぎないのだが、小船井書記次長のおかげで、二〇一〇年、山形県で行われた日教組の第五九次教育研究全国集会に、「新高教文芸・オピニオン誌『汽水域』のとりくみ」というレポートで参加するという貴重な体験もさせてもらった。小船井書記次長及び新高教との「連帯」に改めて謝意を表したい。

私は、川村先生が新潟にご来県の折りには、親しく教えを受けるといふ喜びに何度も与つた。川村先生と浅見和彦氏の御共著『壊れゆく景観——消えてゆく日本の名所』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）で取り上げられた「新潟砂丘——『砂山』の海がコンクリートの海に」の取材の折りには、運転手として随行させていただいた。そのときも多くの教えをいただいたし、思慮の足りない発言をして、学生時代と同様に、先生から叱責されたのも良い思い出である。

川村先生からは、塾ご勇退の後、「私塾」を開いて、先生の志を多くの人々に伝えたいという構想をお持ちであることをお聞きしている。これからも、この不肖の教え子に、川村先生は「連帯」してくださるだろうか。